

愛知県立小牧高等学校いじめ防止基本方針

平成26年4月17日

I いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であり、また、どの子どもでも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、教職員は、日頃からささいな兆候を見逃さないように努め、問題を一人で抱え込んでしまわないよう、学校全体で組織的に指導に当たっていきます。

何より学校は、児童生徒が教職員や周囲の友人と信頼できる関係の中で、安心・安全に生活できる場であることが大切です。児童生徒一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいきます。また、実体験の乏しい児童生徒が、さまざまな体験活動等を通して人間的に成長できる取組の充実を図ります。

【いじめの定義】〔「いじめ防止対策推進法」第2条〕

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 「学校」とは、学校教育法第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 「児童等」とは、学校の在籍する児童又は生徒をいう。

II いじめ防止対策組織について

いじめのささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応するために、「いじめ・不登校対策委員会」を設置する。

(1) 「いじめ・不登校対策委員会」について

ア 委員会のメンバー

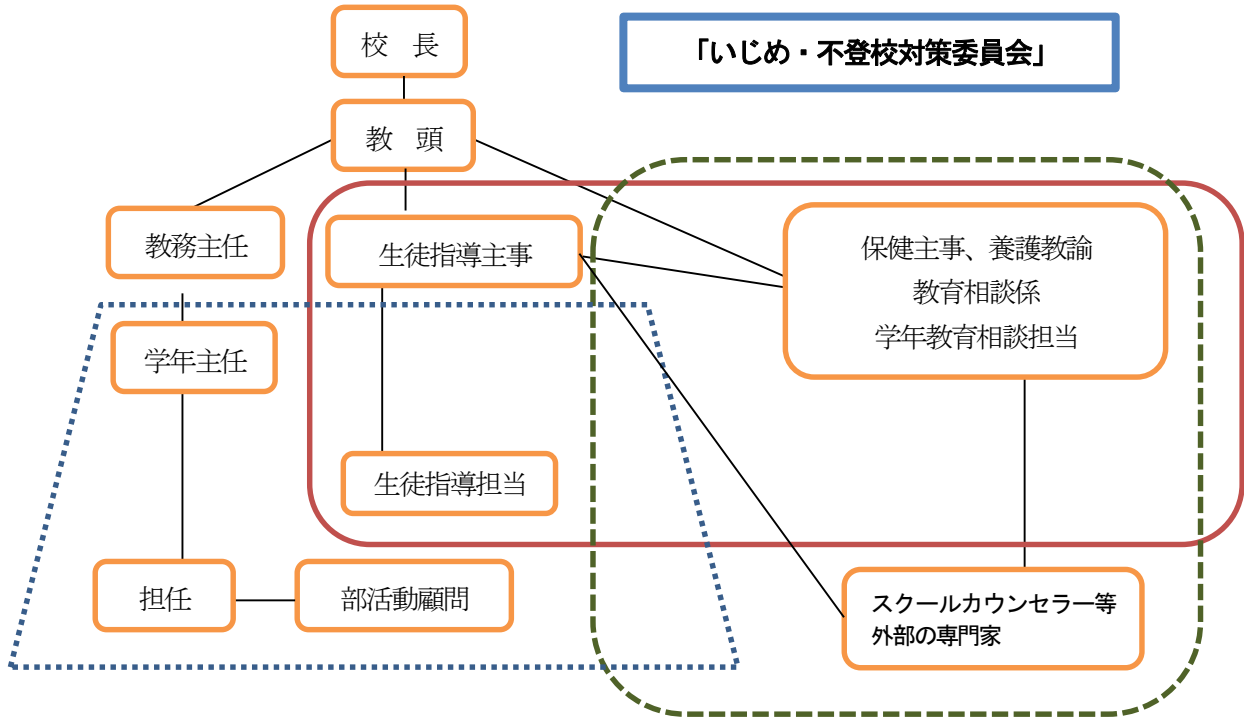
校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、保健主事、学年主任、養護教諭、教育相談係

(必要に応じて、学年教育相談担当またはスクールカウンセラー等外部の専門家を加える。)

イ 指導・支援チーム

委員会が、事案に応じて、適切な教員等をメンバーとする指導・支援チームを決定し、実際の対応を行う。いじめの防止、早期発見、早期対応に当たっては、事案によって関係の深い教職員を追加したり、ネットいじめなどでは、インターネットに詳しい教員を加えたりするなど、適切なメンバーで対応できるよう柔軟にチームを組んで対応する。

【組織図】



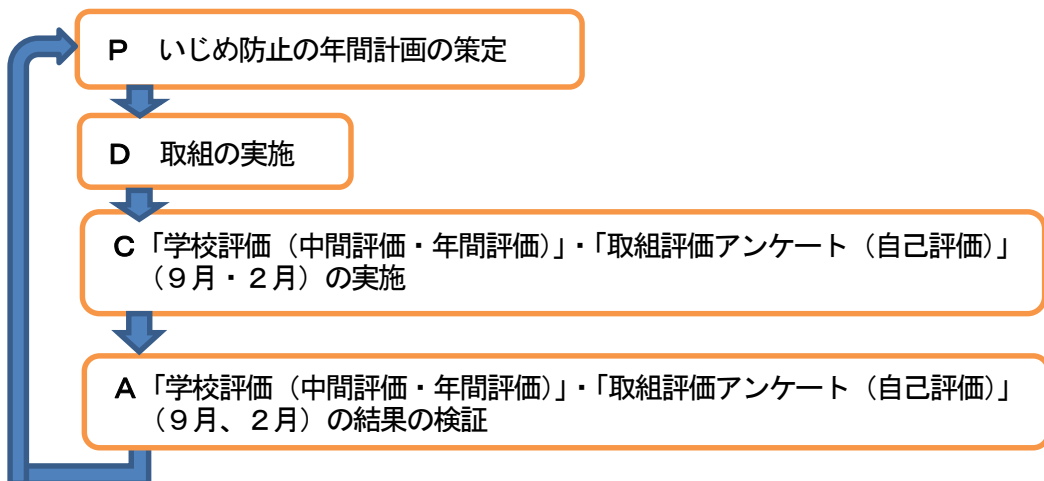
※ 指導・支援チーム：

□ …生活支援関連、
 □ …こころの支援関連、
 □ …学年支援関連

※ なお、指導・支援チームは上記の例を参考に事案によって柔軟に編成する。
また必要に応じて外部の専門家と連携をとる。

(2) 「いじめ・不登校対策委員会」の役割や機能等

ア 取組の検証（PDCAサイクル）



イ 教職員への共通理解と意識啓発

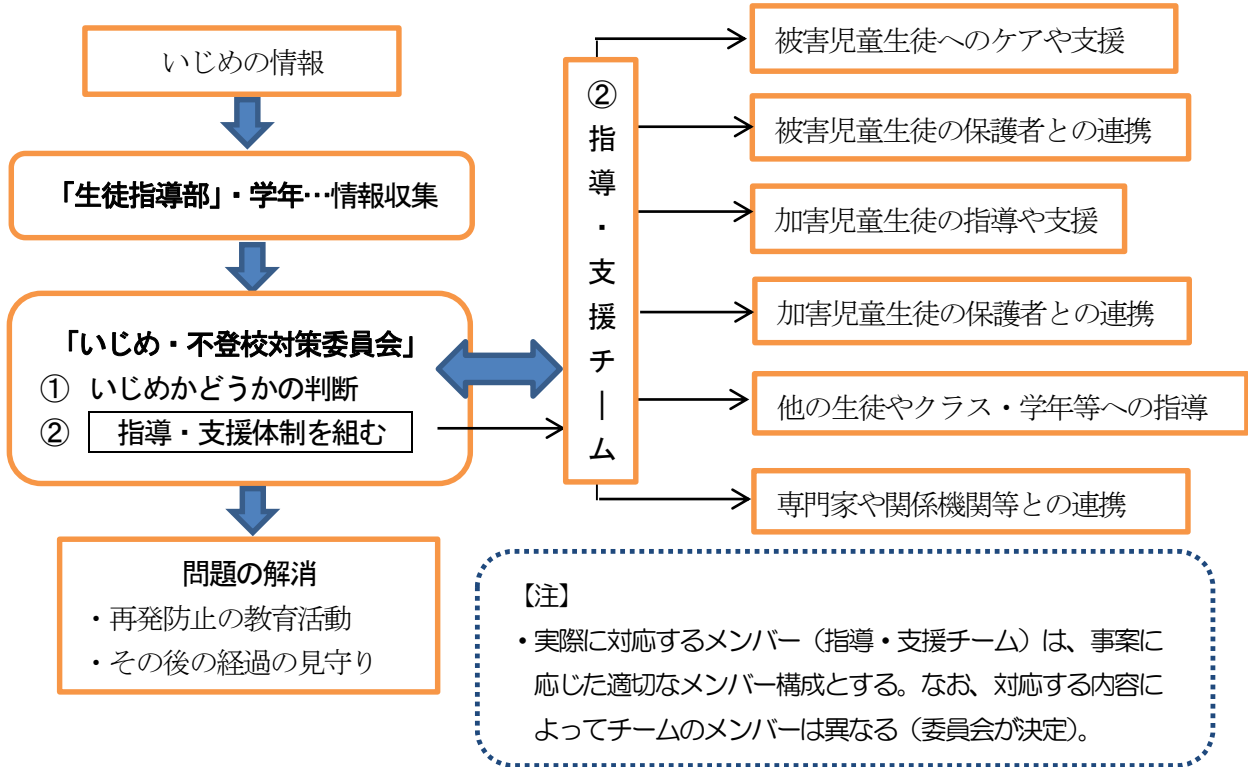
- ・年度初めの職員会議で「いじめ防止基本方針」の周知と確認を行う。
- ・「いじめ・不登校対策委員会」で検討した内容を職員会議等で報告する。

- ・現職研修で、年1回「いじめ・不登校」をテーマとした講話やケーススタディを実施する。

ウ 児童生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取

「学校いじめ防止基本方針」及び「取組評価」「学校関係者評価」結果を、学校経営案及び学校のホームページに掲載する。

エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）



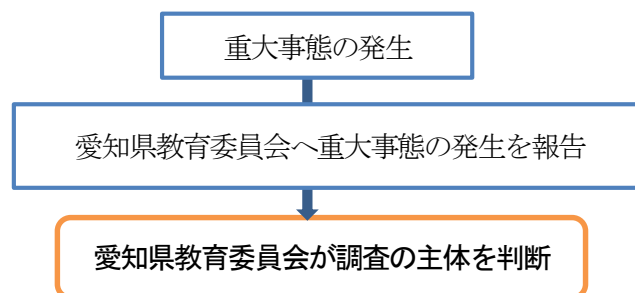
オ 重大事態への対応

重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告し、文部科学省「重大事態対応フロー図（学校用）」に基づいて対応する。

学校が調査を実施する場合は、「いじめ・不登校対策委員会」が調査の母体となり、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。

（注）重大事態とは（「いじめ防止対策推進法」第28条）

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間（年間30日を目安とする。）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき



愛知県教育委員会が調査主体の場合

※愛知県教育委員会の指示のもと、「いじめ・不登校対策委員会」は資料の提出など調査に協力する。

学校が調査主体の場合

学校に重大事態の調査組織を設置

※「いじめ・不登校対策委員会」が調査組織の母体となる。
※組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接人間関係または特別な利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するように努める。

事実関係を明確にするための調査を実施

※因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。
※たとえ学校に不都合なことはあったとしても、事実としっかり向き合おうとする姿勢が大切である。

いじめを受けた児童生徒及びその保護者への適切な情報提供

※関係者の個人情報に十分配慮しつつ、情報を適切に提供する。
※調査に当たって実施したアンケートは、提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ちその旨を調査対象の在校生や保護者に説明をする。

調査結果を愛知県教育委員会に報告

※希望があれば、いじめを受けた児童生徒または保護者の所見をまとめた文書も調査結果に添付する。

調査結果を踏まえた必要な措置

Ⅲ いじめの防止等に関する具体的な取組について

(1) いじめの未然防止の取組

- ア 教育活動全体を通して、日常的な生活指導・道徳教育・人権教育等の充実を図る。
- イ 現職研修を充実させ、全ての教職員がいじめに対する共通理解をもち、適切に対応できる力を養う。
- ウ 公開授業や授業参観を積極的に行い、授業改善を進め、分かりやすい授業づくりに努める。
- エ 体罰はもとより教職員の言動がいじめを助長することのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

(2) いじめの早期発見の取組

- ア 教職員は、児童生徒のささいな兆候からいじめを積極的に認知するように努める。
- イ いじめを認知またはいじめの疑いがある場合（生徒からのいじめの通報を受けた場合も含む。）は、速やかに「いじめ・不登校対策委員会」に報告をし、組織的に対応する。
- ウ 定期的な「いじめアンケート調査」（年2回…6月、11月）の実施や教育相談の充実を図る。
- エ 生徒からの情報収集に努める。

(3) いじめに対する措置

- ア いじめの発見・通報を受けたら「いじめ・不登校対策委員会」で組織的に対応する。
- イ 被害児童生徒を守り通すという姿勢で対応する。
- ウ 加害児童生徒には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- エ 情報提供者の生徒にも配慮して対応する。
- オ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーや警察署等、専門家や関係機関等との連携のもとで取り組む。
- カ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- キ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。また、日頃から情報モラル教育の充実を図る。

【取組の年間計画】

※○略記号は担当分掌、学年会、教科会を示す。

- (総)…総務部 (教)…教務部 (指)…生徒指導部 (生)…生徒会部 (図)…図書部 (進)…進路指導部
 (保)…保健厚生部 (学)…学年会 (科)…教科会

	未然防止の取組	早期発見の取組	「いじめ・不登校対策委員会」の動き	保護者・地域等との連携
4月	○健康調査の実施【全学年】(保) ○相談室やSCの周知【全学年】(保) ○面接週間【各学年】(教)(学) ○新入生オリエンテーション【1学年】(教)(指)(保)(学) ○公開授業(教)(科) ○「教育相談だより」の発行(毎月)(保) ○生活マナー(指)(学)	○健康観察の実施【全学年】(保)(学)(毎日) ○教育相談(毎週) ○カウンセリング(毎月2回)	○第1回委員会開催	○学期始め(始業式)のあいさつ運動 ○公開授業
5月	○生活マナー(指)(学)			
6月	○授業参観週間【全学年】(教)(科)	○「いじめアンケート」の実施【全学年】(指)(保)(学)		
7月	○学年集会【各学年】(学) ○生活マナー(指)(学)		○第2回委員会開催	○部活動公開(生)

8月	○出校日【全学年】(総指)			
9月	○生活マナー(指学)		○中間評価とその検証 ○第3回委員会開催	○学期始め(始業式)のあいさつ運動 ○文化祭バザー ○牧高祭の公開
10月	○面接週間【各学年】(学) ○生活マナー(指学) ○授業参観週間【全学年】(教科)		○現職研修(講話・ケーススタディ)	
11月	○インターネット利用安全・安心講座【1学年】(指学)	○「いじめアンケート」の実施【全学年】(指保学)		
12月	○生活マナー(指学) ○人権講話【全学年】(指学) ○終業式講話(人権)-管理職		○第4回委員会開催	
1月	○始業式講話(人権)-管理職 ○生活マナー(指学)			○学期始め(始業式)のあいさつ運動
2月	○学校美化週間【全学年】(保) ○生活マナー(指学)		○年間評価とその検証 ○第5回委員会開催	
3月	○生活・学習アンケート(教指) ○入学予定者説明会(総教指保)		○学校関係者評価の結果を検証し、「いじめ防止基本方針」の見直し ○第6回委員会開催	○学校関係者評価委員会で「年間評価」の評価を行う。

【いじめ防止等の取組に基づくまとめ】

	学校の方針	学校としての取組	保護者・地域との連携
未然防止	<p>ア 教育活動全体を通して、生活指導・道徳教育・人権教育等の充実進を図る。</p> <p>イ 現職研修を充実させ、全ての教職員がいじめに対する共通理解をもち、適切に対応できる力を養う。</p> <p>ウ 公開授業や授業参観を積極的に行い、授業改善を進め、分かりやすい授業づくりに努める。</p> <p>エ 体罰はもとより教職員の言動がいじめを助長することのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。</p>	<p>○わかる授業を目指した「授業改善」→公開授業(4月)、授業参観週間(6月、10月)を設定【教務部・教科会】</p> <p>○「いじめアンケート」の実施【生徒指導部・保健厚生部・学年会】</p> <p>○個人面談の実施【各学年会】</p> <p>○健康調査の実施【保健厚生部】</p> <p>○生活・学習アンケートの実施【生徒指導部・教務部】</p> <p>○人権週間での取組→人権講話【管理職・生徒指導部・学年会】</p> <p>○情報モラル教育【生徒指導部・教科情報】</p> <p>○挨拶運動【生徒会部・風紀委員会】</p>	<p>○年1回の公開授業の実施(4月)</p> <p>○学校評議員への学校行事・授業の公開</p> <p>○生徒・教職員と協同したボランティア活動等の実施(学期初日の挨拶運動、9月:文化祭でのバザー活動等)</p>

<p>早期発見</p>	<p>ア 教職員は、児童生徒のささいな兆候から、いじめを積極的に認知するように努める。</p> <p>イ いじめを認知またはいじめの疑いがある場合（生徒からのいじめの通報を受けた場合も含む。）は、速やかに「いじめ・不登校対策委員会」に報告をし、組織的に対応する。</p> <p>ウ 定期的な「いじめアンケート調査」（年3回）の実施や教育相談の充実を図る。</p> <p>エ 生徒からの情報収集に努める。</p>	<p>○相談活動の周知（「相談だより」の発行…毎月1回）【保健部】</p> <p>○「意見箱」の設置【生徒会部】</p> <p>○「いじめアンケート」の実施（年2回…6月、11月）【生徒指導部・保健厚生部・学年会】</p> <p>○個人面談の実施（年2回…4月、10月）【各学年会】</p>	
<p>いじめに対する措置</p>	<p>ア いじめの発見・通報を受けたら「いじめ・不登校対策委員会」で組織的に対応する。</p> <p>イ 被害児童生徒を守り通すという姿勢で対応する。</p> <p>ウ 加害児童生徒には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。</p> <p>エ 情報提供者の生徒にも配慮して対応する。</p> <p>オ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーや警察署等、専門家や関係機関等との連携のもとで取り組む。</p> <p>カ いじめが起きた集団への働きかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。</p> <p>キ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。また、日頃から情報モラル教育の充実を図る。</p>	<p>○いじめ事案に対して組織的に対応（Ⅱの（2）エ「いじめに対する措置（いじめ事案への対応）」参照）【「いじめ・不登校対策委員会」・生徒指導部・保健厚生部】</p>	
<p>点検・検証・見直し</p>		<p>○アンケート結果の検証を行う（いじめ・不登校対策委員会）</p> <p>○学校評価の評価項目として、「中間評価」（9月）及び「年間評価」（2月）を行う。</p> <p>○取組の実施状況や進捗状況、中間評価・年間評価を検証し（いじめ・不登校対策委員会）、職員会議で報告をする。</p> <p>○学校関係者評価の結果を検証し、「いじめ防止基本方針」の見直しを行う。</p>	<p>○学校関係者評価委員会（3月実施）で「年間評価」の評価を行う。</p>